

令和2年3月18日

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

「夢ふくらむポイントサービス規定」の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫「夢ふくらむポイントサービス」について、規定を令和2年3月31日に一部改定しますので、お知らせいたします。

改定に伴う変更点は、下記のとおりです。規定の全文は、次ページ以降に掲載しております。

今後とも、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. ㈱近畿しんきんカードのVISAカードへの「ポイント移行コース」をご選択のお客さまで、当該カードの解約等によりポイント移行ができないお客さまについては、自動的に「景品交換コース」へコースを変更するものとし、コース変更を行います。
2. ポイントの有効期限は規定上2年間でしたが、お客さまの利便性に鑑み、平成21年度から有効期限を2年3カ月として取り扱ってまいりました。このたび、正式に有効期限を2年3カ月といたします。
3. 本ポイントサービスの内容について変更等がある場合は、事前に当金庫WEBサイトへの掲載、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。

以 上

夢ふくらむポイントサービス規定

「夢ふくらむポイントサービス」（以下「本サービス」といいます）は、以下の要領で取り扱います。

1. 本サービスの内容

本サービスは、「夢ふくらむポイントサービス申込書」をいただいたお客様について、各種取引を毎月ポイント化して累積し、年1回当金庫所定の日取引ポイントの合計値を確定させ、ご指定により以下のサービスを提供します。

- (1) ㈱近畿しんきんカードの VISA カード会員のお客様は、当該ポイントを㈱近畿しんきんカードのワールドプレゼントポイントに移行します。なお、当該 VISA カードについて、解約等の理由により、ワールドプレゼントポイントへの移行が出来ない場合、もしくはできないことが判明した場合は、次の(2)の取り扱いに自動的に移行するものとします。
- (2) 上記(1)以外のお客様は、当該ポイント数に応じて当金庫が提供する景品と引き換えることができます。

2. 対象

当金庫の出資会員である個人の方を対象とします。

3. 取引ポイント

- (1) 取引ポイントは、年1回、毎年3月31日時点で合計値を確定します（以下「ポイント確定日」といいます）。ただし、3月31日時点において当金庫の出資会員であることが条件となります。
- (2) 取引ポイント対象項目および付与基準は以下のとおりとします。
 - ① 毎年、4月から翌年3月までの期間内における取引について、毎月ポイント化して累積します。
 - ② ポイント取引項目の有無、取引残高等は当金庫所定の基準で判定します。

《ポイント対象取引と毎月の付与基準》

| 取引項目 | ポイント付与基準 |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 預金の月末残高 (当座預金は含まれません) | 100万円につき1ポイント |
| 投資信託の月末残高 | 50万円につき1ポイント |
| 個人ローンの月末残高 (事業性ローンは含まれません) | 50万円につき1ポイント |
| ㈱近畿しんきんカード発行 の VISA カードの口座振替 | 3ポイント (ただし、引き落とし月のみカウントとなります) |

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 年金自動受取 | 5 ポイント (ただし、入金月のみのカウントとなります) |
| 出資金 (金額に拘らず一律) | 1 ポイント |

① 預金の月末残高

預金の月末時点における残高合計とします。

なお、外貨預金は、毎月、当金庫指定の仮換算レートに基づいて計算した円貨額とします。(但し、当座預金は含まれません。)

② 投資信託の月末残高

当金庫が保護預りしている投資信託の月末時点における時価評価額の合計とします。

なお、月末時点における時価評価額は、月末日 (休日の場合は前営業日) に運用委託先等より当金庫が取得したデータに基づいた評価額とします。

③ 個人ローンの月末残高

ア. 各種個人ローン (マイカーローン、リフォームローン、住宅ローン、保険ローン、パワフルローン、カードローン等) の月末時点におけるご利用残高合計とします。(但し、事業性ローンは含まれません。)

イ. 月末時点において延滞 2 回以上のローンおよび期限経過のローンについては、月末残高に含めないこととします。

ウ. 連帯債務の住宅ローン等をご利用の場合は、月末時点における当該ローン残高の半額をそれぞれの月末残高とします。

④ ㈱近畿しんきんカードの VISA カード口座振替

口座振替の取引月 (引き落とし月) のみポイントが付与されます。

⑤ 年金自動受取

公的年金 (国民年金・厚生年金・共済年金) の取引月 (入金月) のみポイントが付与されます。

⑥ 出資金

出資金は金額に拘らず一律毎月 1 ポイントを付与します。

4. ポイントのお知らせ

(1) 確定ポイントのお知らせ

① ㈱近畿しんきんカードの VISA カード会員のお客様

本サービスお申込み時に「夢ふくらむポイントサービス申込書」に㈱近畿しんきんカードの VISA カード会員番号をご記入いただいたお客様については、確定ポイントを㈱近畿しんきんカードに移行する取り扱いとし、次のとおりとします。

ア. ポイント確定日において確定したポイントは、翌月 (4 月) 中旬前後に確定ポイントの内容を表示した「お知らせ」を当金庫に届出の住所あてに郵送します。なお、勤務先等の住所あてには、「お知らせ」は郵送できません。

イ. 届出住所、氏名等に変更があったにもかかわらず、当金庫所定の変更手続き

が行われていない場合は、「お知らせ」が到着しないことがあります。

ウ．確定ポイントは、毎年4月中旬に㈱近畿しんきんカードが提供するワールドプレゼントのポイントに自動的に移行します。なお、移行したポイント数値は、㈱近畿しんきんカードから送付される「ご利用代金明細書」の“ポイントの情報”の「調整ポイント」欄に表示されます。その結果、確定ポイントは、㈱近畿しんきんカードが提供する「ワールドプレゼント」の景品と交換できることとなります。

②上記①以外のお客様

ア．ポイント確定日において確定したポイントは、翌月（4月）中旬前後に確定ポイントの内容を表示した「お知らせ」に「景品一覧」、「返信用はがき」を同封して当金庫に届出の住所あてに郵送します。なお、勤務先等の住所あてには、「お知らせ」は郵送できません。

イ．届出住所、氏名等に変更があったにもかかわらず、当金庫所定の変更手続きが行われていない場合は、「お知らせ」等が到着しないことがあります

5. ポイントの有効期限

ポイント確定日（毎年3月31日）に確定したポイントは、その翌日（毎年4月1日）に獲得したものとして、その後2年3カ月間有効とし、有効期間終了後は失効します。

6. 景品との引換方法

（1）㈱近畿しんきんカードのVISAカード会員のお客様

㈱近畿しんきんカードから郵送される「ご利用代金明細書」に表示されたポイントに基づき、㈱近畿しんきんカードが定める所定の引換手続きによって景品と引き換えしてください。

（2）上記（1）以外のお客様

①前記4ポイントのお知らせ ②に記載のとおり、当金庫から郵送した「お知らせ」に同封した返信用はがきに住所・氏名・景品番号等の必要事項を記入して、当金庫あてに返送してください。

②当金庫は返信用はがきの返送を受けた場合、概ね1か月以内を目途に景品を発送します。

なお、景品発送の住所は当金庫に届出の住所あてとします。

7. 契約終了

（1）契約者より本サービスの解約の申し出があった場合は、当サービスの契約はその時点で終了するものとします。

なお、この場合、当年度のポイントは付与しません。

（2）次の場合は、契約者からの解約の申し出がなくても契約は終了します。

①申込店でのごすべての取引を解約された場合

②契約者本人が死亡した場合

③出資金を解約し、出資会員を脱退した場合

④住所変更の届出をしなかった場合など当金庫の責めに帰さざる事由によって、契約者の所在が不明になった場合

8. 本サービスの変更・中止

(1) 当金庫は、諸事情により、本サービスの内容を変更、中止することがあります。

(2) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(4) 本サービスを中止する場合、契約者に通知(個別に通知しない場合があります。)したうえで、中止するものとします。

9. 譲渡・質入等の禁止

本サービスの権利は、譲渡・質入または第三者への貸与等はできません

10. 個人情報の交換利用・提供について

契約者は、以下の(1)(2)について同意するものとします。

(1) 当金庫と㈱近畿しんきんカードを含む本サービスの業務委託先が、本サービスに係る業務の履行上、契約者の下記個人情報を保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記目的で利用すること。

①個人情報

本サービスに關与し、契約者より届け出のあった氏名・住所・電話番号・カード会員番号・当金庫における顧客番号等の情報。

②利用目的

本サービスの提供・管理および本サービスの研究開発。

(2) 当金庫は、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁より契約者の個人情報を提出するよう求められた場合は、その要求に従うこと。

11. 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。なお、本サービスに関する訴訟については、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

以上

(令和2年3月31日現在)